

(避難器具に関する基準)

- 第43条 令別表第1(1)項から(6)項までに掲げる防火対象物の3階以上の階のうち、二方向避難がとれない階で、収容人員が10人以上のものには避難器具を設けなければならない。(う)
- 2 令別表第1各項に掲げる防火対象物の地階、無窓階又は3階以上の階に設ける駐車のために供される階(昇降機等の機械装置により車両を駐車させる構造のものを除く。)のうち、二方向避難がとれない階で、車両の収容台数が10以上のものには避難器具を設けなければならない。(え)
- 3 前2項の規定により11階以上の階に設ける避難器具は、各階に避難上有効なバルコニーを附置した固定式のはしごとしなければならない。(う)(け)
- 4 前項に規定するもののほか、第1項及び第2項の規定により設ける避難器具は、次の各号に掲げる区分に従い令第25条の規定の例により設置し、及び維持しなければならない。(う)(え)
- (1) 令別表第1(3)項及び(4)項に掲げる防火対象物にあつては、令第25条第1項第3号の区分に適應するものとされる避難器具(う)
- (2) 前号に掲げる防火対象物以外の防火対象物にあつては、令第25条第1項各号の区分による当該用途に該当するものとして、当該各号に適應するものとされる避難器具(う)

【解説】

本条は、令第25条の規定により避難器具を設置することとなる防火対象物及びそれ以外の防火対象物について、避難器具を設置しなければならない範囲とその基準を定めたものである。

- 1 第1項は、避難階に直通する階段が1つだけしかない階又は階段が2以上あっても、二方向避難がとれない階(二方向避難がとれない部分を含む。)で、収容人員が10人以上のものには、当該階に避難器具を設置しなければならないことを定めたものである。

ただし、学校の場合は、二方向避難がとれない部分である教室が、特別教室(理化学室、音楽室、美術室等生徒が移動して使用する教室をいう。)にあつては1以下、普通教室にあつては2以下の場合は二方向避難がとれるものとして扱う。

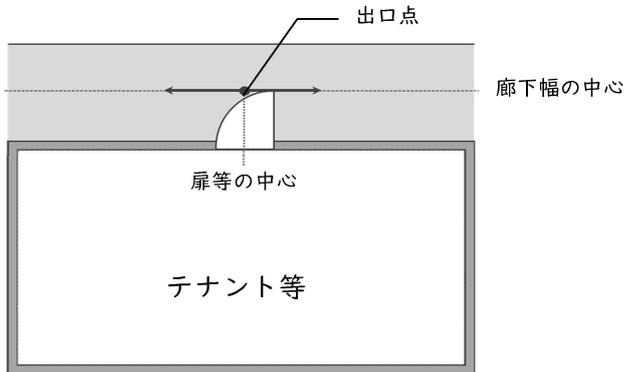
2 本条における二方向避難の定義

- ア 「二方向避難がとれない階」に関する解釈については、条例第43条の解釈であつて、他の法令にかかるものではない。
- イ 二方向避難の始点は、直通階段の出入口に通ずる廊下又は通路に通ずる出入口(扉)の出口点(扉等の中心から廊下幅の1/2前進した地点)とする。
- ウ 「二方向避難がとれない」とは、出口から各階段等に至る避難経路(動線)が重複している場合であること。
- エ 「二方向避難がとれない階」とは、これまでと同様に、階及び部分をいうものとする。

【イメージ図】

【避難経路（動線）の考え方】

→扉（中心）と廊下（中央線）を拠点とし、水平、垂直線で引くもの。

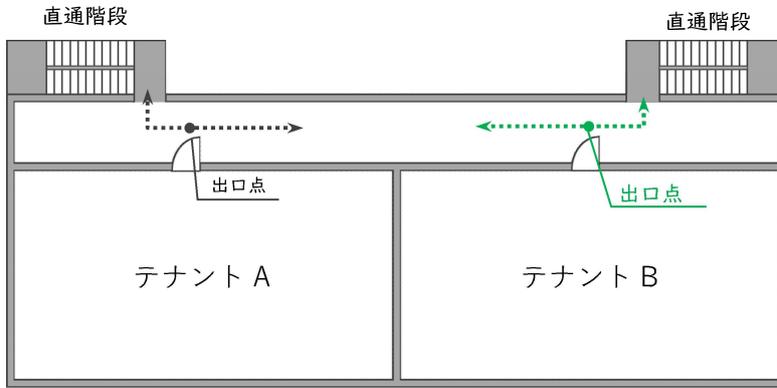


3 条例第43条の避難器具設置に関する検討方法

- ア 二方向避難がとれない部分（室）がないかを確認する。二方向避難の起点は、各室の出口点とする。
- イ 二方向避難がとれない部分（室）の収容人員を算定する。各テナント（室）ごとの収容人員とし、10人未満であれば検討は不要。
- ウ 二方向避難がとれない部分（室）が複数ある場合は、原則、部分（室）ごとに二方向避難がとれる位置に避難器具を設置すること。ただし、1つの避難器具でそれぞれの室から二方向避難が確保できる場合は、この限りではない。

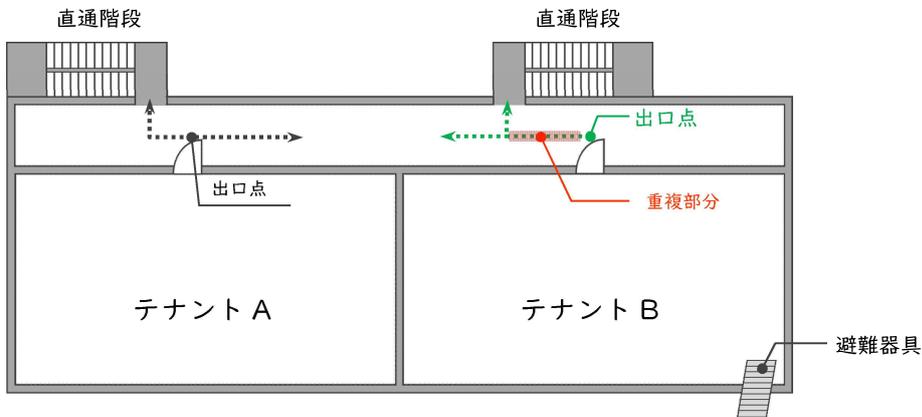
(例1)

- ・テナントA・Bいずれも、二方向避難が確保されていると判定



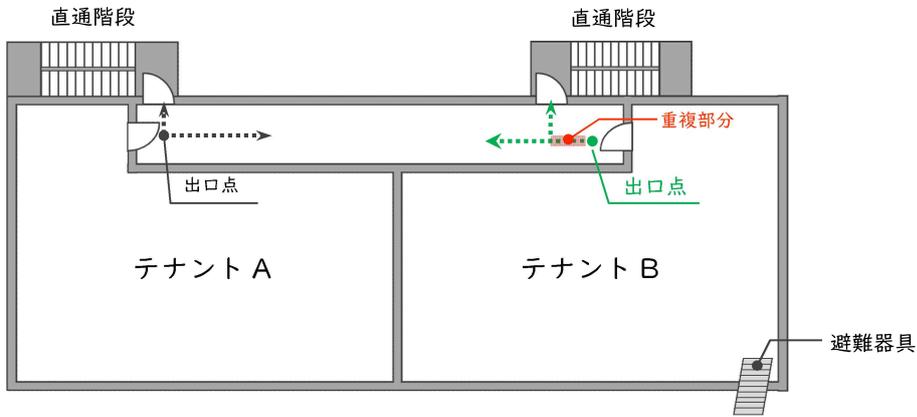
(例2)

- ・テナントAは、二方向避難が確保されていると判定
- ・テナントBは、出口点から二方向が確保されていないため、避難器具の設置義務が生じる。



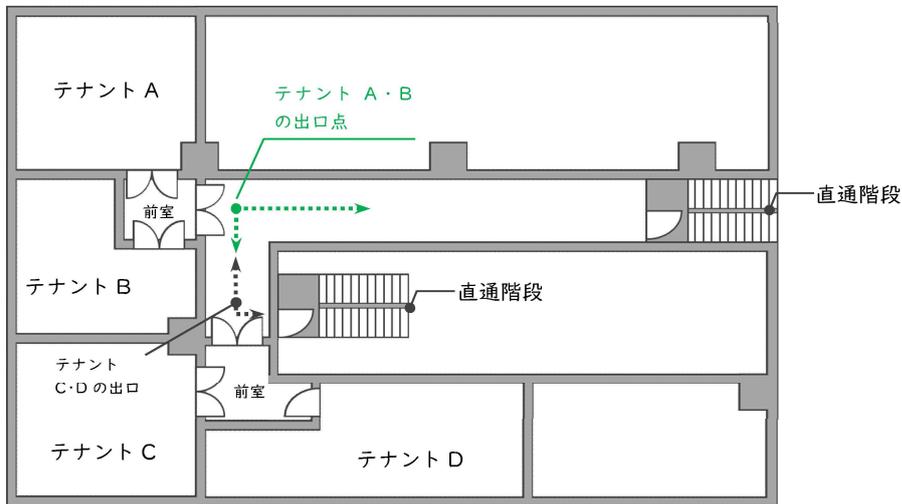
(例3)

- ▶ テナント A は、2 階段までの動線が重複していない。
- ▶ テナント B は、動線がわずかに重複している。



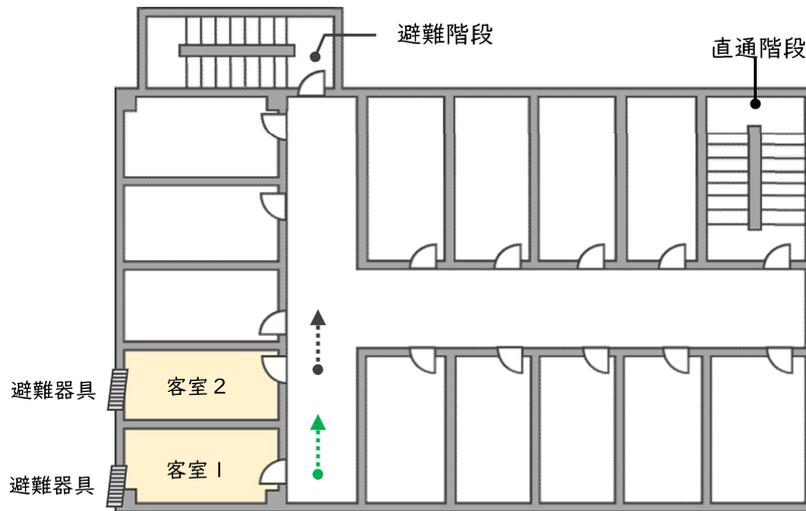
(例4)

- ▶ テナント出入口に前室を設けた場合は、前室の扉の中心から廊下幅の 1/2 前進した地点を出口点とする。
- ▶ 前室を設けた場合も、各テナント（室）ごとの収容人員を算出し、10 人未満であれば検討は不要。



(例5)

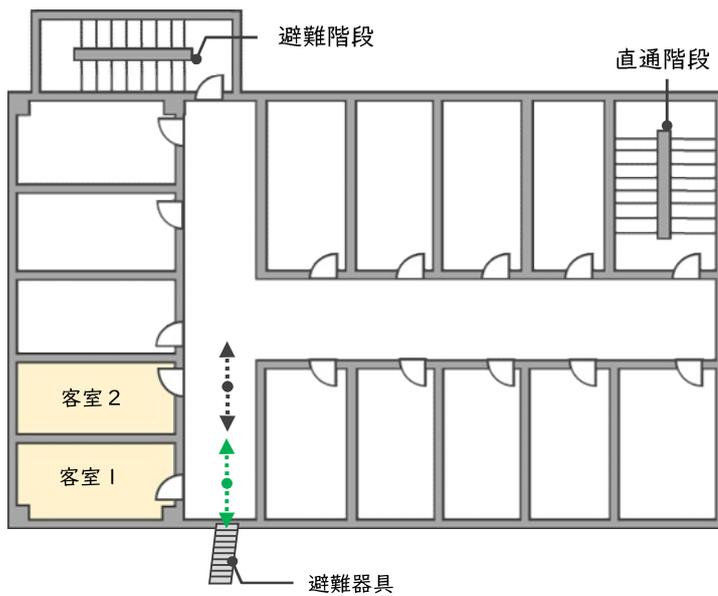
- ▶ 客室1・2は二方向避難がとれていない。
- ▶ 二方向避難がとれない部分(室)が複数ある場合、室ごとの収容人員により設置の要否を判断する。



※ 各室の収容人員が10人以上の場合

(例6)

- ▶ 客室1・2は二方向避難がとれていない。
- ▶ 二方向避難がとれない室が複数ある場合、共用部等に避難器具を設置することでそれぞれの室からの二方向避難が確保できる場合は、設置数は1個でよい。



※ 各室の収容人員が10人以上の場合

4 令第25条第2項第1号の減免

総務省令で定める基準に適合するときは、減免できるものとする。

なお、この減免の考え方については、以下のとおり。

例：令第25条第1項による避難器具及び本条による避難器具の設置義務が生じる場合

→ 令第25条第2項第1号により、各避難器具の減免ができるものとする。

(この場合における減免規定(規則第26条第2項)の適用は、令、条例それぞれ別に判断する。)

(例) 5項イ(3F)の防火対象物でその階の収容人員が30人以上の場合(屋外避難階段の設置)

① 令第25条の規定により、階の収容人員が30人以上のため、避難器具の設置が必要
($M \leq 100$ (200) までに1個_100人(200人)増すごとに1個追加)
※ 特定主要構造部が耐火構造であり、かつ、避難階段又は特別避難階段が2以上あるものは()内の数字に読み替える。

② 本条の規定により、二方向避難がとれない部分(室)で、テナントAの収容人員が10人以上のため、避難器具の設置が必要
→ ①・②の避難器具は、令第25条第2項第1号の規定(この場合、屋外避難階段)により減免することができる。

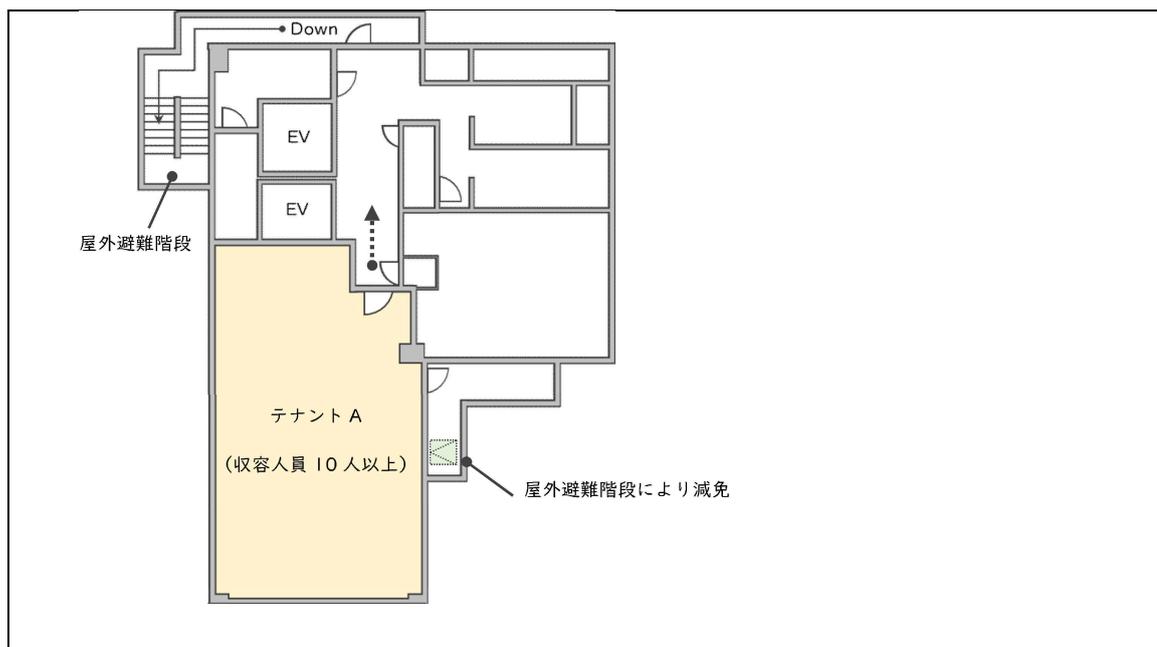
【避難器具(令第25条)の必要設置個数が1の場合】
 1 (避難器具) - 1 (屋外避難階段) = 0

【避難器具(条例第43条)】の必要設置個数が1の場合】
 1 (条例第43条) - 1 (屋外避難階段) = 0

※ 二方向避難がとれない部分(室)が「2」ある場合(例：同一階で収容人員が10人以上となる部分(室)が2室あり、いずれも条例第43条における二方向避難が確保されていない場合)は、上記計算式が「 $2 - 1 = 1$ 」となるため、条例による避難器具の設置(1個)必要となる。

※ 避難階段又は特別避難階段を設置した場合の個数減(規則第26条第2項)
建築基準法施行令第120条・121条・122条により必要とされる直通階段を次に掲げるものとしたときは、必要とされる避難器具の数から、これら階段の数を引いた数とすることができる。この場合、当該引いた数が1に満たないときは、当該階に避難器具を設置しないことができる。

- ▶ 特別避難階段
- ▶ 屋外に設けた避難階段
- ▶ 屋内に設けた避難階段で、階段の各階又は各階の中間部ごとに直接外気に開放された 2 m^2 以上の排煙上有効な開口部があり、かつ、開口部の上端は、その階段の天井の高さにあること(ただし、最上階の天井に 500 平方センチメートル以上の外気に面した排煙上有効な換気口がある場合は、最上階の開口部上端は天井の高さでなくてもよい。)(平成14年消防庁告示第7号)



5 第2項は、その階の主たる用途が駐車のために供されものであり、車両（バイク等二輪のものは除く。）の収容台数が10以上のもので、二方向避難がとれない階（二方向避難がとれない部分を含む。）には、避難器具を設置しなければならないことを定めたものであるが、車両が通行する斜路により二方向避難が可能な場合は、この限りでない。

なお、機械装置で昇降し、自走により駐車する部分は、「昇降機等の機械装置により車両を駐車させる構造のもの」には該当しないものである。

6 第3項は、本条により11階以上の階に避難器具を設置する場合は、避難上有効なバルコニーを附置した固定式のはしごを設置しなければならないことを定めたものである。この場合、固定式のはしごは、避難上の安全性を考慮して、金属製とすること。

なお、この固定式のはしごには、はしご内蔵型ハッチのものを含むものとする。また、「避難上有効なバルコニー」とは「建築物の防火避難規定の解説 2023、15、2以上の直通階段を設ける場合、2）、(1)」に定めるものをいい、規定は次のとおりである。

「建築物の防火避難規定の解説 2023、15、2以上の直通階段を設ける場合」

2) 避難上有効なバルコニー等の構造

建基令第121条第1項第3号、同項第6号及び第3項に規定する「避難上有効なバルコニー等」の構造については、次の構造とすることが望ましい。また、これを延焼のおそれのある部分に設置することは可能である。

(1) 避難上有効なバルコニーの構造

- ① バルコニーの位置は、直通階段の位置とおおむね対称の位置とし、かつ、その階の各部分と容易に連絡するものとする。
- ② バルコニーは、その1以上の側面が道路等又は幅員75cm以上の敷地内の通路に面し、かつタラップその他の避難上有効な手段により道路等に安全に避難できる設備を有すること。
- ③ バルコニーの面積は、2㎡以上（当該バルコニーから安全に避難する設備の部分を除く。）とし奥行の寸法は75cm以上とすること。
- ④ バルコニー（共同住宅の住戸等に附属するものを除く。）の各部分から2m以内にある当該建築物の外壁は、耐火構造（準耐火建築物にあっては準耐火構造）とし、その部分に開口部がある場合は、特定防火設備又は両面20分の防火設備を設けること。
- ⑤ 屋内からバルコニーに通ずる出入口の戸の幅は75cm以上、高さは180cm以上及び下端の床面からの高さは15cm以下とすること。
- ⑥ バルコニーは十分外気に開放されていること。
- ⑦ バルコニーの床は耐火構造、準耐火構造その他これらと同等以上の耐火性能を有するものとし、かつ、構造耐力上安全なものとする。

7 第4項は、避難器具の設置及び維持についての技術上の基準を規定したものである。

(1) 第1号は、本条により避難器具を設置する令別表第1(13)項及び(14)項に掲げる防火対象物については、令第25条第2項の表の適用がないため、同条第1項第3号の防火対象物に適合するものとされる避難器具を、その設置基準により設置するべきことを定めたものである。

また、第2号は、その他の防火対象物に避難器具を設ける場合は、同条第1項各号の区分によることとしている。

(2) その他の設置基準については、令第25条の規定の例によることとしている。